

## 浜松医療センター研究費不正使用防止対策基本方針

### (目的)

第1条 本基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）の目的を踏まえ、浜松医療センター（以下「センター」という。）における研究費の使用について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (責任体制の明確化)

第2条 センターにおける研究費を適正に使用、運営及び管理するため、「最高管理責任者」「会計事務統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」及び各診療科等の科長が不正防止対策に責任を持ち、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体制を院内に周知するとともに外部に公表する。

### (ルール of 明確化と意識の向上)

第3条 センターにおける研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図り、研究費の使用に関わる全ての構成員に周知する。

- 2 研究費使用の不正防止対策としてコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに、関連する法令やセンターの規則等を遵守する誓約書の提出を求める。
- 3 不正使用に関する告発等の取り扱い、調査、公表及び懲戒等に関する規則を整備し、センター内外に周知する。

### (不正防止計画の策定と実施)

第4条 研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し、実施する。

### (モニタリング)

第5条 研究費の不正使用防止対策が十分機能しているか確認できるモニタリング体制を整備する。

### 附則

この基本方針は、平成30年3月1日から施行する。